別紙２

根拠法令条項
・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第３条、第 142 条
・大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 42 条第１項、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 45 条第１項
・大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の２第１項第２号、大学院設置基準第 33 条第３項及び第 42 条第１項第１号ロ、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第６条の３第１項第２号、第 45 条第１項第１号ロ
・大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 42 条第１項第１号イ
・専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 45 条第１項第１号イ
・大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 42 条第１項第３号
・専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 45 条第１項第３号
・大学院設置基準第 46 条